

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

ここでは、家庭における子どもの権利保障について、親および町それぞれの役割を述べています。

第3条第2項で触れたとおり、親などの保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者とされています。これは、子どもの権利条約第18条において、「親または場合によって法定保護者は、子どもの養育および発達に対する第一義的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心になる」と定義されていることによりますが、近年、児童虐待などの痛ましい事件が続発していることから、親が責任を十分に果たせていないことが表面化している現状があります。これらを踏まえた上で、町は積極的に親の養育責任を援助しなければなりませんし、権利侵害が起きてしまった時には、その子どもの救済が必要です。町の果たす責務に基づく具体的な施策については、第5章において掲げています。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

【解説】

ここでは、子ども施設における子どもの権利保障について、子ども施設関係者が担うべき役割を述べています。

子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの子ども施設で過ごす時間は、家庭に次いで長いものであり、子ども施設関係者は子どもの権利保障に際し重要な役割を果たすべきであると考えられます。ここでは、直接子どもと接する職員以外にも、その職員が子どもの権利保障を円滑に遂行できるような環境づくりを施設設置者などに求めています。

また、虐待・体罰・いじめ・不登校などが社会問題化し、その解決は緊急の課題となっています。子ども施設にもそれらの問題解決が求められていますが、その要因は複雑で施設内部だけでは解決できないケースが多く、関係機関や関係者との連携は不可欠です。

(地域における権利の保障)

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

【解説】

第11条で述べた「家庭」及び第12条で述べた「子ども施設」の2つを包み込む存在である「地域」において、町民および町が子どもの権利保障に対して担うべき役割を述べています。

子どもにとって「地域」は、その成長とともに変化していくものです。例えば、小学生の子どもにとっては校区がおもな地域と考えられますし、高校に入学するとその範囲は町外にまで広がっていきます。また、地域が広がっていくことで、自ずと人間関係も広がりをみせていきます。

町民は、これらのことを踏まえた上で、子どもが健やかに成長できるような環境づくりに努める必要がありますし、町はその町民を支援しなければなりません。

平成16年に実施した「子どもの権利に関する意識調査結果」において、中学生の多くが、自らの意思で自由に集まり、語り、遊ぶことができる場所を求めていることがわかりました。このことを踏まえ、第3項で掲げるのが「居場所」です。安心して休み、活動できる場を、「家庭」や「子ども施設」では補えず、それらとは異なった「居場所」として求めている子どもたちがいるのです。中学生以外の子どもたちも、同じように居場所を求めていることが考えられますので、子どもたちの成長に応じて、町民は適切な居場所を提供していく必要があります。